

赤い羽根共同募金運動 地域歳末たすけあい募金運動が始まります

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動及び地域歳末たすけあい募金運動が全国一斉に始まります。皆さまの温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

募金は、強制ではありません。皆さまの善意のご協力をお願い申し上げます。

募金の使いみち

赤い羽根共同募金!

集まった募金は、埼玉県共同募金会で取りまとめられます。

その後、集まった募金の50%が松伏町社協へ配分され、残りの50%は県内の社会福祉施設に配分されます。

松伏町社協では、下記の事業を実施しています。

- ①まつぶし社協だよりの発行
- ②紙おむつの配布事業
- ③福祉のふれあいひろばの開催

地域歳末たすけあい募金!

集まった募金は、埼玉県共同募金会で取りまとめられます。その後、集まった募金の全額が松伏町社協に配分されます。

松伏町社協では、下記の事業を実施しています。

- ①歳末たすけあい援護金事業
- ②歳末大掃除事業
- ③ひとり親家庭図書カード配布事業
- ④ひとり親家庭支援事業
- ⑤火災警報器設置事業
- ⑥ひとり暮らし高齢者歳末激励事業
- ⑦ひとり暮らし高齢者ふれあい会食
- ⑧あったかギフト事業
- ⑨災害対策事業

歳末たすけあい事業の申請受け付けが始まります

■歳末たすけあい各事業及び申請できる要件は次のとおりです。

1. 歳末たすけあい援護金事業

【内容】生活が困窮している世帯に、町内で使える商品券を援助します。

【対象】次の①～④全てに該当する方

- ①平成28年9月1日以前に住民登録し、町内在住の社協会員世帯の方
- ②町民税が非課税の世帯の方
- ③自動車を所有していない世帯の方 ※ただし、身体的な理由で必要な場合は除きます。
- ④生活保護受給世帯ではない方 ※生活保護世帯の方は対象となりません。

2. 歳末大掃除事業

【内容】ご自宅の一部の掃除を援助します。

【対象】町内在住の社協会員世帯及び町民税が非課税の世帯の方であって、次のいずれかに該当する方 ※生活保護受給世帯・世帯分離は除きます。

- ①松伏町で障がい福祉サービス受給認定を受け、障害程度区分2以上のひとり暮らしの方
- ②松伏町で介護認定を受け、要介護度2以上の65歳以上（昭和26年12月31日以前に生まれた方）のひとり暮らしの方
- ③75歳以上のひとり暮らしの方
- ④75歳以上の高齢者のみの世帯の方 { 昭和16年12月31日以前に生まれた方 }

【自己負担】1,500円

【添付書類】障がい福祉サービス受給認定を受けている方・・・障がい福祉サービス受給者証のコピー
介護認定を受けている方・・・介護保険被保険者証のコピー
75歳以上の方・・・氏名・住所・生年月日が確認できる書類のコピー

※応募多数の場合は、昨年度本事業を利用していない世帯を優先し、抽選とします。

3. ひとり親家庭図書カード配布事業

【内容】ひとり親家庭に、図書カードを配布します。

【対象】町内在住の社協会員世帯で、平成10年4月2日以降に生まれた子（未就学児を除き、就学中に限る）を育てているひとり親家庭 ※生活保護受給世帯を除きます。

【添付書類】児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証のコピー

4. ひとり親家庭支援事業

【内容】ひとり親家庭に、発行日から1年間有効(指定日を除く)の東京ディズニーリゾート1デーパスポートを配布します。

【対象】町内在住の社協会員世帯で、平成10年4月2日以降に生まれた子（未就学児を除き、就学中に限る）を育てているひとり親家庭 ※生活保護受給世帯を除きます。

【自己負担】大人（18歳以上） 3,700円
中人（中・高校生） 3,200円
小人（幼児・小学生） 2,400円

【添付書類】児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証のコピー

※上記の書類がない場合は、ひとり親家庭と証明できる書類のコピー
※応募多数の場合は、本事業の利用が初めての世帯を優先し、抽選とします。



5. 火災警報器設置事業

【内容】各世帯1台を上限とし、火災警報器を配布します。取り付けが必要な世帯へは、訪問して設置します。

【対象】町内在住の社協会員世帯で、過去に配布を受けておらず、次の①～②のいずれかに該当する方

- ①65歳以上（昭和26年12月31日以前に生まれた方）のひとり暮らしの方
- ②75歳以上（昭和16年12月31日以前に生まれた方）の高齢者のみの世帯の方

※世帯分離は除きます。

【添付書類】氏名・住所・生年月日が確認できる書類のコピー

申請期間：平成28年10月3日（月）～平成28年10月31日（月）
午前8時30分～午後5時00分（土日・祝祭日を除く）

申請方法：松伏町社会福祉協議会（ふれあいセンター2階）に直接お越しいただき、申請書にご記入ください。
お越しいただくことができない場合は、担当地区の民生委員さんへご相談いただくか、郵送による申請も受け付けておりますので、ご連絡ください。

連絡先：991-2700・2701



注意

※この事業を申請し利用するには、歳末たすけあい運動援護金検討委員会の審査がありますので、必ずしも利用できるとは限りません。

※1の歳末たすけあい援護金事業の申請を行い、援助が決定した方は、歳末たすけあい援護金事業が優先されるため、2～5の事業を重複して利用することはできません。

※3のひとり親家庭図書カード配布事業と、4のひとり親家庭支援事業を重複して申請することはできません。